

令和元年度第13回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月30日(月)午後1時30分から午後2時34分
2. 開催場所 三次市役所 603会議室
3. 出席委員(19人)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 有重 貢 | 2番 池本 秀雄 | 3番 上田 憲昭 | 4番 大前 万寿美 |
| 5番 近藤 幸恵 | 6番 田村 弘文 | 7番 寺重 茂晴 | 8番 西田 峯雄 |
| 9番 橋本 正二 | 10番 橋本 洋資 | 11番 林 敏明 | 12番 平尾 敏之 |
| 13番 平田 真一 | 15番 福田 博之 | 16番 藤川 範雄 | 17番 箕田 英紀 |
| 18番 向井 泰治 | 19番 桃田 義文 | | |

4. 欠席委員 14番 廣瀬 勝秀

5. 議事日程

- 報告第49号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
- 報告第50号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
- 報告第51号 非農地証明願承認
- 議案第68号 農地法第3条
- 議案第69号 農地法第4条第1項
- 議案第70号 農地法第5条第1項
- 議案第71号 農用地利用集積計画
- 議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に
対に対する意見
- 追加議案第73号 三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の変更(案)

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、令和元年度第13回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本
会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規
定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は18人であり、よって、
総会は成立いたします。

廣瀬委員から一身上の都合により欠席する旨の連絡がありましたので報告いたしま
す。

本日の議事録署名者に、有重委員、上田委員の両名を指名いたします。よろしくお
願いいたします。

それでは、令和元年度第13回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が、報告第 49 号から報告第 51 号までの 3 件です。
議案が、議案第 68 号から追加議案第 73 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、
ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 49 号から報告第 51 号について事務局から順次説明を求め
ます。

局長 報告第 49 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 16 件ご報告いたしま
す。
内容は、3 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。
詳細については、議案書の 1 ページか 5 ページに掲載していますので、ご一読くだ
さい。

報告第 50 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 10 件ご報告い
たします。
内容は、3 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については、議案書の 6 ページから 12 ページに掲載していますので、ご一読く
ださい。

報告 51 号「非農地証明願承認」について 4 件ご報告いたします。
申請番号 25 土地の所在が、穴笠町_____，ほか 3 筆，現況地目は，すべて原野
で，面積の合計が 3,637 m²，申請人が，穴笠町_____，●●●●さん，非農地とな
った理由は，381 番は平成 3 年頃から，他は平成 7 年から耕作放棄，原野化し現在に
至っています。

申請番号 26 土地の所在が，小文町_____，現況地目は，宅地で，面積が 60 m²，
申請人が，小文町_____，●●●●さん，非農地となった理由は，平成 4 年頃に母
屋を増築，宅地化し現在に至っています。

申請番号 27 土地の所在が，甲奴町西野_____，ほか 4 筆，現況地目は，すべて
山林で，面積の合計が 1,399 m²，申請人が，岡山県岡山市北区出石町_____，●●
●●さんの成年後見人，●●●●さん，非農地となった理由は，年月日不詳にて耕作
放棄，山林化し現在に至っています。

申請番号 28 土地の所在が，三良坂町皆瀬_____，ほか 2 筆，現況地目は，すべ
て原野で，面積の合計が 2,209 m²，申請人が，三良坂町皆瀬_____，●●●●さん，
非農地となった理由は，平成 20 年頃から耕作放棄，原野化し現在に至っています。報
告については以上です。

議長 報告第 49 号から報告第 51 号を報告いたしました。
報告 3 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 68 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局 長 議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 11 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 109 土地の所在が、甲奴町小童_____、ほか 4 筆、地目は、田が 4 筆で、4,599 m²、畑が 1 筆で、201 m²、面積の合計が 4,800 m²、譲渡人が、兵庫県神戸市西区樫谷町福谷_____、●●●●さん、譲受人が、甲奴町本郷_____、●●●●さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は、以前酪農されていた方から、土地、建物、牛を譲り受け牧場経営されていきました。その中で、譲受人は牧場長として作業されていきました。この度、新たにすべて自分のものとして新規就農され、問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 109 を決します。

次に申請番号 110 の説明を求めます

局 長 申請番号 110 土地の所在が、甲奴町西野_____、ほか 3 筆、地目は、田が 1 筆で、968 m²、畑が 3 筆で、590 m²、面積の合計が、1,558 m²、譲渡人が、岡山県岡山市北区出石町_____、●●●●さんの成年後見人、●●●●さん、譲受人が、府中市上下町矢多田_____、●●●●さん、経営状況は、譲受人 6,072 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は遠方に住まわれ、土地の処分を考えられていたところ、譲受人と話がまとまりました。譲受人は機械等所有され問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 110 を決します。

申請番号 111 と申請番号 112 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひ

ます。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 111 と申請番号 112 の譲渡人が、福岡県北九州市門司区東新町_____, ●●●●さん、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
申請番号 111 土地の所在が、和知町_____, ほか 3 筆、地目は田が 3 筆で、1,069 m²、畑が 1 筆で、207 m²、面積の合計が 1,276 m²、譲受人が、和知町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 16,073 m²です。
申請番号 112 土地の所在が、和知町_____, 地目は田で、面積が 2,970 m²、譲受人が、和知町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 39,338.04 m²です。
本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請番号 111 の譲受人は親戚関係にあたり、長く申請地を耕作されており、問題ありません。また、申請番号 112 の譲受人も親戚関係にあたり、長く申請地を、耕作されており問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 111, 112 を決めます。
次に申請番号 113 の説明を求めます

局長 申請番号 113 土地の所在が、穴笠町_____, 地目は田で、面積が 489 m²、譲渡人が、山家町_____, ●●●●さん、譲受人が、穴笠町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 32,566 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 譲渡人は高齢になられ、施設に入所されており、手放すことを検討されていました。譲受人の自宅から近く、自己所有農地に隣接しており、利便性も考慮され購入することとなりました。機械の保有状況は問題ありません。今後所有農地の全ての効率的利用が見込まれます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくありません。審議のほどよろしくありません。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 113 を決めます。
次に申請番号 114 の説明を求めます

局長 申請番号 114 土地の所在が、廻神町_____, ほか 12 筆, 現況地目は, 田が 10 筆で 7,600.3 m², 畑が 3 筆で 6,149 m², 面積の合計が 13,749.3 m², 譲渡人が, 安芸高田市吉田町相合_____, ●●●●さん, 譲受人が, 廻神町_____, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお, 本件土地については, ●●●●さんを譲受人として令和元年 12 月 5 日付 三次農委指令第 26 号で農地法第 3 条許可しましたが, 令和 2 年 3 月 3 日付で許可の取消願が提出されたところです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 取下げ理由は, 家族内の協議が不十分であったということです。新規営農となっていますが, 申請地は以前, 申請者の家族の保有農地でしたので, 農業経験者です。審議のほどよろしくお願いします。

17 番 譲渡面積より譲渡人の経営面積が少ないがその差は何か。

事務局 経営面積には課税上の地目の面積を計上しており, 申請農地には課税上, 農地以外の地目となっているものも購入され, 農地として活用されるため, 差ができております。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め, 申請番号 114 を決めます。
次に申請番号 115 の説明を求めます

局長 申請番号 115 土地の所在が, 三和町上壺_____, ほか 1 筆, 地目は, すべて田で, 面積の合計が 3,765 m², 譲渡人が, 広島市安佐南区川内_____, ●●●●さん, 譲受人が, 三和町上壺_____, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 88,038 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は広島市に住まれ耕作が困難になっています。譲受人は大型農家で広く耕作されており, 譲渡人の申し入れに答えられました。大型機械を所有されており, 農作業の状況などからみて, 問題ないものと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 115 を決めます。
次に申請番号 116 の説明を求めます

局 長 申請番号 116 土地の所在が、三和町上壺_____, 地目は田で、面積が 147 m²,
譲渡人が、竹原市竹原町_____, ●●●●さん, 譲受人が、三和町上壺_____,
●●●●さん, 経営状況は、譲受人 7,034 m², 申請内容は双方の要望による所有権移
転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな
いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請者は親戚同士です。譲渡人は竹原市に住まれ、耕作が困難になっているため、
譲渡したいと思われ、譲受人は農地がすぐ近くにあるため購入することとなりました。
保有農地は全て耕作され、機械の保有状況も問題ありません。審議のほどよろしくお
願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 116 を決めます。
次に申請番号 117 の説明を求めます

局 長 申請番号 117 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は田で、面積が 1,337 m²,
譲渡人が、福山市三吉町_____, ●●●●さん, 譲受人が、甲奴町小童_____,
●●●●さん, 経営状況は、譲受人 7,148.6 m², 申請内容は双方の要望による所有権
移転です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな
いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は福山市に住まれ管理ができないことから、隣地の譲受人と話がまとまり
ました。譲受人は機械を所有され、現在規模拡大中です。周りへの影響もありません。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 117 を決めます。

申請番号 118 と申請番号 119 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひ
ます。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 118 と申請番号 119 の譲渡人が、呉市焼山政畝_____, ●●●●さん、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 118 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は畑で、面積が 313 m², 譲受人が、甲奴町小童_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 4,913 m²です。

申請番号 119 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は田で、面積が 2,007 m², 譲受人が、甲奴町小童_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 13,412 m²です。

本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は、呉市に住まわれ農地の管理ができませんでした。両者と話がまとまり申請となりました。両者とも機械の保有状況、周辺との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 118, 119 を決めます。

議案第 68 号「農地法第 3 条」については、申請番号 109 から申請番号 119 までを異議なしと決めます。

議案第 69 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 69 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 56 土地の所在が、三和町羽出庭_____, ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が、582 m², 申請人が、三和町羽出庭_____, ●●●●さん、申請内容は、農地改良を目的とする一時転用です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請地は、くぼ地で耕作が困難なため、嵩上げし畑として耕作されます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 69 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 56 を異議なしと決めます。

議案第 70 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 70 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 7 件、ご説明

申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 121 申請番号 121 は保留とします。

理由は、駐車場の規模が大きく、明確な利用計画が必要であると判断されるためです。

議長 次の申請番号 122 の説明を求めます。

局長 申請番号 122 土地の所在が、甲奴町小童_____, ほか 1 筆, 地目はすべて田で, 面積の合計が 2,690 m², 譲渡人が, 兵庫県神戸市西区榎谷町福谷_____, ●●●●さん, 譲受人が, 甲奴町本郷_____, ●●●●さん, 申請内容は, 牧場施設の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域用途区分変更見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 3 条で説明しましたとおり, 新規就農で牧場経営をされます。すでに牧場施設が建築されており, 始末書が添付されています。排水対策は堆肥場等を設けられ問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め, 申請番号 122 を決めます。

次に申請番号 123 の説明を求めます。

局長 申請番号 123 土地の所在が, 十日市南_____, ほか 2 筆, 地目は, すべて田で, 面積の合計が 2,521 m², 譲渡人が, 十日市西_____, ●●●●さん, 譲受人が, 呉市広横路_____, 合同会社 ●●●●, 申請内容は, 共同住宅の建築です。

申請地は, 都市計画法の用途地域内にあることから, 第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲渡人は, 今後も耕作予定がありません。土地の有効活用として, 今回の申請となりました。土砂の流出による被害の恐れがないことから現状の法面等を活用されます。周辺農地への影響はありません。排水対策も問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め, 申請番号 123 を決めます。

次に申請番号 124 の説明を求めます。

局長 申請番号 124 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 2,661 m²,
貸主が、四拾貫町_____, ●●●●さん, 借主が、安芸郡府中町桃山_____, ●
●●● 株式会社, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は高齢となられてから、耕作放棄地です。周辺は太陽光発電設備が広く設置されてきています。現状のまま防草シートを敷設されます。排水は問題ありません。周辺に農地が残らないため影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 124 を決めます。
次に申請番号 125 の説明を求めます。

局長 申請番号 125 土地の所在が、三和町上壱_____, 地目は田で、面積が 155 m²,
譲渡人が、竹原市竹原町_____, ●●●●さん, 譲受人が、三和町上壱_____,
●●●●さん, 申請内容は、納屋及び倉庫の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は竹原市に住まれ帰られる予定がないため、譲受人に譲渡するものです。申請地は宅地に隣接する農地でしたが、農地法を理解されず倉庫を建築していたため、始末書を添付して申請されています。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 125 を決めます。
申請番号 114 と申請番号 115 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 114 と申請番号 115 は保留案件です。
譲受人は、福山市三之丸町_____, ●●●● 合同会社, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請番号 114 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は畑で、面積が 733 m²,

譲渡人が、甲奴町小童_____, ●●●●さんです。

申請番号 115 土地の所在が、甲奴町小童_____, 地目は畑で、面積が 409 m²,
譲渡人が、甲奴町小童_____, ●●●●さんです。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。なお、本 2 件は一事業の共用地です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は隣接しており、休耕地で荒地となっています。現状のまま利用し、防草対策は防草シートを敷設され、排水対策は排水路を整備されます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 70 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 122 から申請番号 125 及び申請番号 114 から申請番号 115 を異議なしと決めます。また、申請番号 121 は保留とします。

議案第 71 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

73 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、80 件で 277,461.58 m², 農地中間管理権の取得を伴う賃借権設定が、5 件で 24,462 m², 合計が、85 件で 301,923.58 m²です。各申請については、23 ページから 72 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案

に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、76ページの照会に対して、86ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1件目、78ページ、甲奴町福田地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、株式会社 ●●●●に、農地2筆、4,294㎡を転貸するものです。

2件目、81ページ、清河地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ●●●●に、農地2筆、4,205㎡を転貸するものです。

3件目、84ページ、地域の担い手である、●●●●さんに、農地中間管理機構を通じて、農地5筆、12,946㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第72号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第72号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

追加議案第73号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の変更（案）」について事務局から説明を求めます。

局長 追加議案第73号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の変更（案）」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

任期切れに伴う、農地利用最適化推進委員の委嘱については、前回の総会でご審議いただき、29名の候補者について委嘱することとしたところです。

しかしながら、三次西地区の推進委員として、委嘱を予定していた、大石 忠義さんから、3月22日付で、辞退届が提出されたため、所定の募集期間内に、推薦、応募のあった、上岡 武夫さんを、委嘱しようとするものです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、追加議案第73号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の変更（案）」について異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

追加議案第 73 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の変更（案）」
について，承認することに決めます。

以上で，本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

（一般報告）

委員の皆様から何かございますか。

以上で，本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 現体制での活動は，本日が最後になろうかと思えます。皆様，誠にありがとうございました。とりわけ今回を以ってご勇退の皆様におかれましては長期間にわたりお疲れ様でした。今後ともそれぞれの立場で農業委員会の活動にご尽力，ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

では，これもちまして，令和元年度第 13 回三次市農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。